

2024年-2025年
試験対応版

FP3級 問題集

どりめざ FP 合格ネット

【所得税の所得控除】

- 1 納税者が自己の負担すべき社会保険料を支払った場合には、支払った社会保険料の金額の多寡にかかわらず、その年中に支払った金額の全額を、社会保険料控除として控除することができる。
- 2 人間ドックにより重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病の治療をした場合の人間ドックの費用は、医療費控除の対象になる。
- 3 納税者が専ら生計を一にする配偶者のために支払った医療費の金額は、当該納税者の医療費控除の対象となる。
- 4 医師等による診療等を受けるために自家用車を利用した場合、その際に支払った駐車場料は、医療費控除の対象となる。
- 5 定期的に診断や予防接種などの一定の取組みを行っている者が自己または自己と生計を一にする配偶者等のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その額が2,000円を超えるときは、その超える部分の金額（最高90,000円）を総所得金額から控除することができる。
- 6 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、その年の12月31日現在の年齢が75歳以上の者をいう。
- 7 所得税において、配偶者控除の適用を受けるためには、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下なければならない。
- 8 所得税において、納税者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合、配偶者の合計所得金額の多寡にかかわらず、配偶者控除の適用を受けることはできない。
- 9 所得税において、控除対象扶養親族のうち、その年の2月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満である特定扶養親族に係る扶養控除の額は、1人につき63万円である。
- 10 所得税において、納税者の合計所得金額が2,400万円以下である場合、基礎控除の額は、48万円である。

【所得税の申告・納付】

- 1 確定申告書を提出した納税者が、法定申告期限後に計算の誤りにより所得税を過大に申告していたことに気づいた場合、原則として、法定申告期限から5年以内に限り、更正の請求をすることができる。
- 2 確定申告を要する者は、原則として、所得が生じた年の翌年2月16日から3月15日までの間に納税地の所轄税務署長に対して確定申告書を提出しなければならない。
- 3 年の途中で死亡した者が、その年分の所得税について確定申告を要する場合、その相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から3ヵ月以内に、死亡した者に代わって確定申告をしなければならない。